

平成二十六年厚生労働省令第二十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 抄

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

第一章 関係省令の整備等（第一条―第十五条）

第二章 経過措置（第十六条―第六十五条）

附則

第一章 関係省令の整備等（厚生年金基金規則の廃止）

第一条 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）は、廃止する。

第二章 経過措置（定義）

第十六条 この章及び附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）をいう。
二 改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
三 改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。

四 改正後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。
五 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二百二条の規定による改正後の確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）をいう。
六 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（以下「平成二十六年整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）をいう。
七 改正前確定給付企業年金法施行令 平成二十六年整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。
八 改正後確定給付企業年金法施行令 平成二十六年整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。
九 旧厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。
十 存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。
十一 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。
十二 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。
十三 確定給付企業年金 平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。
十四 連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。
（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）
第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第七項、第七十五条第一項（第一号及び第七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）

並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 3 columns: Article/Section, Old Text, New Text. Contains details of amendments to laws and regulations regarding pension systems.

Table with 3 columns: Article/Section, Copy Type, Copy Content. Lists the types of documents to be submitted (e.g., copies, originals) and their specific content requirements.

<p>二項 第二号</p> <p>3 存続厚生年金基金については、第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第六十一条（第五号に係る部分に限る。）、第八十一条（第二号に係る部分に限る。）、第十五条（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条（第九号、第二十六条（第一号（第五号に係る部分に限る。）、第三十条（第一号（第一号に係る部分に限る。）及び第二号（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条、第五十六条（第一号（第十一号に係る部分に限る。）並びに第六十二条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第六十一条 被用者年金被保険者等</p> <p>第一号等厚生年金被保険者（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二十二條の規定による改正後の法律第二号等厚生年金被保険者をいう。）</p>	<p>第十條 第七十四條の二の規定</p> <p>算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月事項（当該企業型記録関連運管管理機関等の行う記録関連業務に係る事項に限る。）</p>	<p>第二十一條 第七十四條の二の規定</p>
<p>第三十九條 又は受益者等の資格を有していないこと</p> <p>資格又は加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書</p>	<p>第五十四條の二</p> <p>第五十六條の二</p> <p>第六十條の二</p> <p>第七十四條の二</p>	<p>算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月事項（当該個人型記録関連運管管理機関の行う記録関連業務に係る事項に限る。）</p>	<p>第四條 存続厚生年金基金については次の表の上欄に掲げる確定給付企業年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第五條 中小企業退職金共済法第三十一條の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條</p>
<p>約束手当金の相換</p> <p>規定による改正前の法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第七條第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移換</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十條の二第三項の規定による加入員及び加入員であった者に係る給付（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号。以下「改正前厚生年金保険法」という。）第三百二十二條第二項に規定する額に相当する給付（以下「厚生年金代給付」という。）を除く。）の支給に関する権利義務の承継</p> <p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十一條第二項の規定による加入員及び加入員であった者に係る給付（厚生年金代給付を除く。）の支給に関する権利義務の承継</p>	<p>中小企業退職金共済法第三十一條の四第一項の規定による基金への解約手当金に相当する額の移換</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七條第四項の規定により</p>	<p>第二十條 第一條の二</p>
<p>金に相当する額の移</p> <p>読み替えて適用する第五條第一号又はワに掲げる事由</p>	<p>第七十條の二</p> <p>第三十一條の四第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換 当該移換に関する申出に係る共済契約者であった事業主</p> <p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十條の二第三項の規定による加入員及び加入員であった者に係る給付（厚生年金代給付を除く。）の支給に関する権利義務の承継 当該加入員又は加入員であった者を使用し、又は使用することとなつた実施事業所の事業主</p>	<p>中小企業退職金共済法第三十一條の四第一項の規定による基金への解約手当金に相当する額の移換</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七條第四項の規定により</p>	<p>第五十八條 第三項</p>

実施事業所
 平成二十五年改正法附則第五
 条第一項の規定によりなおそ
 の効力を有するものとされた
 改正前厚生年金保険法第百十
 七条第三項に規定する設立事
 業所

5 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲
 げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する
 場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同
 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
 に掲げる字句とする。

第四号第二の二	令第十一 条第二号に規 定する他制 度掛金相当 額（以下単 に「他制度 掛金相当額 という。）	他制度掛金相当額（令第 十一条第二号に規定する 他制度掛金相当額又は公 的年金制度の健全性及び 信頼性の確保のための厚 生年金保険法等の一部を 改正する法律の施行に伴 う経過措置に関する政令 （平成二十六年政令第七 十四号。以下「平成二十 六年経過措置政令」とい う。）第三条第四項の規 定により読み替えられて なおその効力を有するも のとされた公的年金制度 の健全性及び信頼性の確 保のための厚生年金保険 法等の一部を改正する法 律の施行に伴う関係政令 の整備等に関する政令 （平成二十六年政令第七 十三号。以下「平成二十 六年整備政令」という。） 第三条の規定による改正 前の令第十一号第二号に 規定する他制度掛金相当 額（公的年金制度の健全 性及び信頼性の確保のた めの厚生年金保険法等の 一部を改正する法律（平 成二十五年法律第六十三 号。以下「平成二十五年 改正法」という。）附則 第三条第十一号に規定す る存続厚生年金基金の加 入員に係る他制度掛金相
---------	--	--

第十條第一項第二号イからハまで	令第十一 条第一号イか らハまで に掲げる者	平成二十六年経過措置政 令第三條第四項の規定に より読み替えられてなお その効力を有するものと された平成二十六年整備 政令第三條の規定による 改正前の令第十一号第一 号イから二までに掲げ る者	当額に限る。）をいう。 （以下同じ。） 平成二十六年経過措置政 令第三條第四項の規定に より読み替えられてなお その効力を有するものと された平成二十六年整備 政令第三條の規定による 改正前の令第十一号第一 号イから二までに掲げ る者
-----------------	---------------------------------	---	---

第三十三條第一項第五号二	第三十三條第一項第三号	第十二條第一項第二号	第一條第二十号
二 次に掲げる資格の有無 (1) 企業型年金加入者 (2) 確定給付企業年金加入者 (3) 私立学校教職員共済制度の加入者 (4) 石炭鉱業年金基金に 係る坑内員又は坑外員 (5) 国家公務員共済組 合の組合員 (6) 地方公務員等共済 組合の組合員 (7) 平成二十五年改正 法附則第三條第十一号に	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）	他制度加入者（第六十 一条の第二号において単 一第四号において「他制 度加入者」という。） 他制度加入者又は平成二 十五年改正法附則第三條 第十一号に規定する存続 厚生年金基金の加入員 （以下この号及び第六十 一条の第二項第四号に おいて「他制度加入者」 と総称する。）	

第五十四條第一項第五号から第六号まで	第五十五條第一項第二号イからハまで	第六十五條第一項第二号イからハまで	（自動公衆送信による公告の方法） 第十七條の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第四十九條第二項の規定により読み替えて適用する同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四條第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第六條による自動公衆送信による公告は、存続連合会のウェブサイトに掲載により行うものとする。 （存続厚生年金基金に係る育児休業等期間中の加入員に係る掛金免除の申出等） 第十七條の二の二 存続厚生年金基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規
--------------------	-------------------	-------------------	--

定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。の事業主は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等（改正後厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。）を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別及び生年月日
- 二 加入員に関する原簿の番号（次条及び第十七条の四において「加入員番号」という。）
- 三 使用されている事業所の名称及び所在地
- 四 育児休業等を開始した年月日
- 五 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日
- 六 育児休業等を終了する年月日
- 七 育児休業等の日数

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第七項若しくは第八項又は第四百四十条第八項の規定により掛金の額が免除された加入員を使用する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主であつて、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、その旨を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。ただし、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日の前日までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項の規定を受ける産前産後休業（改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をいう。次条及び第十七条の四において同じ。）を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

3 平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、加入員が二以上の育児休業等をしていられる場合であつて、一の育児休業等を終了した日と次の育児休業等を開始した日との間に当該加入員が就業した日がないときとする。

4 平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第七項第二号に規定する育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（加入員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該加入員を使用する事業主が当該加入員を就業させる時間数を当該加入員に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該加入員が当該月において二以上の育児休業等をする場合（平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。

第十七条の三 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、廃止前厚生年金基金令第十八条の規定によりその例によるものとされている改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 加入員番号
- 三 産前産後休業を終了した年月日
- 四 産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日
- 五 産前産後休業を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬の支払の基礎となつた日数

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業期間中の加入員についての掛金免除の申出等に関する経過措置）

第十七条の四 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
 - 二 加入員番号
 - 三 使用されている事業所の名称及び所在地
 - 四 産前産後休業を開始した年月日
 - 五 産前産後休業に係る子の出産予定年月日
 - 六 多胎妊娠の場合にあつては、その旨
 - 七 申出に係る加入員が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日
 - 八 産前産後休業を終了する年月日（次項において「産前産後休業終了予定日」という。）
- 2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第九項において準用する同条第七項若しくは第八項の規定により掛金の額又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十条第十項において準用する同条第八項の規定により徴収金の額が免除された加入員を使用する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主であつて、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、前項各号に掲げる事項に変更があつ

たとき又は当該加入員が産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、速やかに、その旨を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（存続厚生年金基金に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置）

第十七条の五 存続厚生年金基金が支給する年金たる給付の受給権を有する者（以下この条において「受給権者」という。）の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、規約の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

- 一 所在不明となつた受給権者の氏名及び性別
- 二 受給権者と同一世帯である旨
- 三 年金証書の番号

2 存続厚生年金基金は、前項の届書が提出されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面の提出を求めることができる。

3 前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書面を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（加入員等の個人情報取扱）

第十七条の六 存続厚生年金基金は、その業務に關し、加入員及び加入員であつた者（以下この条において「加入員等」という。）の氏名、性別、生年月日、住所その他の加入員等の個人に關する情報を収集し、保管し、又は使用するに當つては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に關する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 存続厚生年金基金は、加入員等の個人に關する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

（加入員に関する情報の提供）

第十七条の七 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、個人型年金規約（確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。）の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる加入員に關する情報を当該月の翌月末日までに、存続連合会を経由して連合

会（同法第二条第五項に規定する連合会をい
ら。以下この項において同じ。）に通知しなけ
ればならない。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一
号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下
単に「基礎年金番号」という。）、性別及び生
年月日

二 使用されている事業所の名称

三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の
ための厚生年金保険法等の一部を改正する法
律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成
二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六
年経過措置政令」という。）第三条第四項の
規定により読み替えられてなおその効力を有
するものとされた平成二十六年整備政令第三
条の規定による改正前の確定拠出年金法施行
令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一
条第二号に規定する他制度掛金相当額（当該
存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金
相当額に限る。）

四 前各号に掲げるもののほか、当該加入員に
係る確定拠出年金法第五十五条第二項第四号
に規定する個人型年金加入者掛金の額が同法
第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内で
あることを確認するために必要な情報（連合
会が必要と認めるものに限る。）

2 存続厚生年金基金は、平成二十五年改正法附
則第五条第一項の規定により読み替えられてな
おその効力を有するものとされた改正前厚生年
金保険法第三十条第五項の規定により存続厚
生年金基金の加入員に関する情報の管理に係る
業務を同項に規定する法人に委託している場合
には、前項の規定による通知を当該法人及び存
続連合会の順に經由して行うものとする。

（物納に関する準用規定）

第十八条 第十七条第二項の規定によりなおその
効力を有するものとされた改正前確定給付企業
年金法施行規則第三百三十一条から第三百三十四
条までの規定は、平成二十五年改正法附則第九
条第一項において平成二十五年改正法附則第五
条第一項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた改正前確定給付企業年金法第十四条
の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附
則第十八条第一項において平成二十五年改正法
附則第五条第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第十四条の規定を準用する場合、平成二十五

年改正法附則第二十五条第一項において平成二
十五年改正法附則第五条第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされた改正前確定給
付企業年金法第十四条の規定を準用する場合、
平成二十五年改正法附則第二十七条第二項
の規定によりなおその効力を有するものとされ
た改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一
項において準用する改正前確定給付企業年金法第
百二十四条の規定を適用する場合、平成二十五年
改正法附則第二十八条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとされた改正前厚生年金
保険法附則第三十八条第一項において準用する
改正前確定給付企業年金法第十四条の規定を
適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二
十八条第三項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた改正前厚生年金保険法附則第三
十八条第一項において準用する改正前確定給付
企業年金法第十四条の規定を適用する場合に
ついて準用する。

（責任準備金相当額の減額の申請）

第十九条 平成二十五年改正法附則第十一条第一
項の規定による責任準備金相当額（平成二十
五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相
当額をいう。以下同じ。）の減額の申請（以下
「自主解散型減額申請」という。）及び平成二十
五年改正法附則第二十条第一項の規定による責
任準備金相当額の減額の申請（以下「清算型減
額申請」という。）は、代議員会において代議
士の定数の三分の二以上の多数により議決し、
申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚
生労働大臣に提出することによって行うものと
する。

一 自主解散型減額申請又は清算型減額申請を
した日（以下この条及び次条において「減額
申請日」という。）前一月以内現在における
財産目録及び貸借対照表

二 前号の財産目録及び貸借対照表を作成する
日を解散する日とみなして、自主解散型減額
申請にあつては平成二十五年改正法附則第十
一条第七項の規定、清算型減額申請にあつて
は平成二十五年改正法附則第二十条第三項の
規定の適用がないものとして計算した責任準
備金相当額及びその算出の基礎となる事項を
示した書類

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類
イ 減額申請日の属する月前二年間において
平成二十六年経過措置政令第三条第二項の

規定によりなおその効力を有するものとさ
れた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規
定により算定された額の掛金を徴収してい
たことを証する書類

ロ 次条第一項の規定に基づき計算した率及
びその算出の基礎となる事項を示した書類
四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する
費用を抑制するために必要な措置を講じてい
ることを証する書類

五 第一号において財産目録及び貸借対照表を
作成する日を平成二十六年経過措置政令第十
一条第一項第一号の解散した日（清算型減額申
請にあつては、平成二十五年改正法附則第十
九条第九項の規定により解散した日）とみな
して平成二十六年経過措置政令第十条の規
定に基づき計算した額及びその算出の基礎とな
る事項を示した書類

（自主解散型基金等の加入員の標準報酬月額
の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総
額の計算方法）

第二十条 平成二十六年経過措置政令第九条第一
号、第十二条第一号、第十三条第一号、第二
十号第一号、第二十三号第一号及び第二十四
号第一号の当該基金（平成二十六年経過措置
政令第九号第一号、第十二号第一号及び第十三
号第一号）にあつては自主解散型基金（平成二十
五年改正法附則第二十一条に規定する自主
解散型基金をいう。以下同じ。）、平成二十六年
経過措置政令第二十条第一号、第二十三号第一
号及び第二十四号第一号）にあつては清算型基
金（平成二十五年改正法附則第十九条第一項に
規定する清算型基金をいう。以下同じ。）をい
う。以下この項において同じ。）の加入員の標
準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対す
る掛金の総額（免除保険料額（平成二十六年経
過措置政令第九号第一号に規定する免除保険料
額をいう。以下同じ。）に相当する額を除く。
次項及び次条において同じ。）の比率として厚
生労働省令で定めるところにより計算した率
は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗
じて得た率から第三号に掲げる率を控除して得
た率とする。

一 減額申請日（平成二十六年経過措置政令第
九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一
号、第二十条第一号、第二十三号第一号及
び第二十四号第一号）に規定する申請をした
日をいう。以下この号において同じ。）の属
する月前二年間に当該基金が徴収した掛金の
総額（平成二十五年改正法附則第五条第一項
の規定によりなおその効力を有するものとさ
れた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第
一項の認可を受けた基金にあつては、掛金の
額と当該認可を受けた基金にかつた場合）に得
られていたと見込まれる免除保険料額を合計
した額の総額）を、当該基金の加入員又は加
入員であつた者に係る減額申請日の属する月
前二年間の標準報酬月額総額及び標準賞与
額の総額で除して得た率

二 一・四（平成二十六年経過措置政令第十三
条第一号イ又は第二十四条第一号イの規定に
基づき率を計算する場合にあつては、一・三
六）を、当該基金における平均的な老齢年金
給付の額（平成二十五年改正法附則第五条第
一項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた改正前厚生年金保険法附則第三十二
条第一項の認可を受けた基金にあつては、当
該認可を受けなかつたとした場合に支給して
いたと見込まれる老齢年金給付の額）の当該
基金における平均的な代行給付（平成二十五
年改正法附則第五条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとされた改正前厚生年
金保険法第三十二条第二項に規定する額に
相当する部分の老齢年金給付をいう。）の額
に対する比率で除して得た率

三 第一号の期間における当該基金の免除保険
料額の総額を、同号の標準報酬月額総額及び
標準賞与額の総額で除して得た率
前項の規定は、平成二十六年経過措置政令第
十八条第三項第一号の当該存続厚生年金基金の
加入員の標準報酬月額総額及び標準賞与額の
総額に対する掛金の総額の比率として厚生労働
省令で定めるところにより計算した率について
準用する。この場合において、前項第一号中
「減額申請日（平成二十六年経過措置政令第九
条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号
イ、第二十条第一号、第二十三号第一号及び第
二十四号第一号）に規定する申請をした日」と
あるのは「指定日（平成二十六年経過措置政令
第十八条第二項第一号に規定する指定日）」と、
「減額申請日」とあるのは「指定日」と、
同項第二号中「一・四（平成二十六年経過措置
政令第十三条第一号イ又は第二十四条第一号イ
の規定に基づき率を計算する場合にあつては、

する月前二年間に当該基金が徴収した掛金の
総額（平成二十五年改正法附則第五条第一項
の規定によりなおその効力を有するものとさ
れた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第
一項の認可を受けた基金にあつては、掛金の
額と当該認可を受けた基金にかつた場合）に得
られていたと見込まれる免除保険料額を合計
した額の総額）を、当該基金の加入員又は加
入員であつた者に係る減額申請日の属する月
前二年間の標準報酬月額総額及び標準賞与
額の総額で除して得た率

一・三六」とあるのは「一・四」と読み替えるものとする。

(平成二十一年度及び平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率)

第二十一条 平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号、第十八条第三項第一号、第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号の平成二十一年度及び平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率として厚生労働省令で定める率は、千分の二十六とする。

(自主解散型納付計画等の承認の申請)

第二十二條 存続厚生年金基金による平成二十五年改正法附則第十二条第一項(平成二十六年経過措置政令第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する自主解散型納付計画(以下「自主解散型納付計画」という。)及び平成二十五年改正法附則第二十一条第一項(平成二十六年経過措置政令第二十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する清算型納付計画(以下「清算型納付計画」という。)の承認の申請は、代議員会により議決し、員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、当該存続厚生年金基金に係る自主解散型納付計画又は清算型納付計画(以下「自主解散型納付計画等」という。)及び次の各号に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十一条第一項の規定による申請をした日(以下「納付猶予申請日」という。)前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表を作成する日とみなして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 納付猶予申請日の属する月前二年間において平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類

ロ 第二十条第一項の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類

四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類

2 存続厚生年金基金は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合には、当該自主解散型納付計画等の承認の申請に伴う平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十五條第二項の規定による規約の変更の認可の申請を、当該自主解散型納付計画等の承認の申請を行う日までにしなければならない。

3 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主(当該存続厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主(平成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。))以下この項及び次項、第二十三条第一項第二号、第二十四条並びに第二十五条第二項において同じ。)は、自主解散型納付計画等の承認の申請を行う場合は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 当該事業主に係る自主解散型納付計画等

二 当該自主解散型納付計画書等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び当該支払期月ごとに支払う額を記載した書類

三 損益計算書その他の当該設立事業所の収支の状況を示す書類(第二十五条第一項において「損益計算書等」という。)

4 前項の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金を経由して行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第二十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第三項第四号及び第二十一条第三項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(設立事業所の事業主が単独の存続厚生年金基金にあつては、第二号に掲げる事項を除く。)とする。

一 清算が終了するまでの間における自主解散型納付計画等に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項

二 納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法

2 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第三号及び第二十一条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金が解散した後に確定給付企業年金若しくは改正後確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金(以下「企業型年金」という。)を実施する場合又は中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第三項に規定する退職金共済契約(以下単に「退職金共済契約」という。)を締結する場合は、その概要

二 納付の猶予を受けようとする期間が五年を超える場合は、その理由

3 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第二号及び第二十一条第四項第二号の当該事業主が納付の猶予を受けようとする額は、年を単位として分割して当該自主解散型納付計画等に記載しなければならない。

(自主解散型納付計画等の承認の要件)

第二十四条 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第二号及び第二十一条第六項第二号の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額及びその期間の設定が合理的なものであること

二 年を単位として分割して自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的なものであること

三 当該設立事業所の事業主の負担する金額が前条第一項第二号に規定する事業主ごとの負担方法その他の事情から見て適正なものであること

(納付計画の変更)

第二十五条 平成二十五年改正法附則第十四条第一項(同条第四項、平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)の規定により自主解散型納付計画等及び平成二十五年改正法附則第三十条第一項(平成二十六年経過措置政令第三十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する清算未了特定基金型納付計画(以下「清算未了特定基金型納付計画」という。)(以下これらの計画を単に「納付計画」という。)の変更の申請は、申請書に、変更後の納付計画及び平成二十五年改正法附則第十四条第一項の猶予がされた期間内に猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由及び損益計算書等を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合は、当該承認の申請と同時に、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の規定による自主解散型納付計画の変更の承認の申請又は平成二十五年改正法附則第二十三条において準用する同項の規定による清算型納付計画の変更の承認の申請をすることができ。

3 厚生労働大臣は、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該変更後の納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること

二 年を単位として分割して当該変更後の納付計画に記載された当該設立事業所の事業主(当該存続厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主(平成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項並びに平成二十六年経過措置政令第三十七条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。))に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること

(納付の猶予の場合の加算金の徴収)

第二十六条 平成二十五年改正法附則第十六条第一項(平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。)に定める加算金のうち同項第一号に定める額については、徴収金額の一部につき納付があつたときに、当該納付額を同号における徴収金額とみ

年経過措置政令第三十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する清算未了特定基金型納付計画(以下「清算未了特定基金型納付計画」という。)(以下これらの計画を単に「納付計画」という。)の変更の申請は、申請書に、変更後の納付計画及び平成二十五年改正法附則第十四条第一項の猶予がされた期間内に猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由及び損益計算書等を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

なして同号の規定により計算した額を徴収するものとする。

(清算計画の提出)

第二十七条 平成二十五年改正法附則第十九条第七項の規定による清算計画は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、厚生労働大臣が指定する日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(清算未了特定基金型納付計画の提出)

第二十八条 清算未了特定基金型納付計画は、当該清算未了特定基金型納付計画に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 当該清算未了特定基金(平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。)が清算未了特定基金型納付計画の提出に同意したことを証する書類

二 損益計算書その他の当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主(当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主(平成二十六年経過措置政令第三十七条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。以下この条、次条第一項及び第三十条において同じ。))の経営の状況を示す書類

三 当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び当該支払期月ごとに支払う額を記載した書類

四 平成二十五年改正法附則第三十条第五項の規定に基づき算定した額の算定の根拠を示す書類

2 前項の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している清算未了特定基金を経由して行うことができる。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(清算未了特定基金型納付計画の記載事項)

第二十九条 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、当該設立事業所の事業主について確定給付企業年金若しくは企業型年金を実施している場合若しくは実施する場合又は退職金共済契約を締結している場合若しくは締結する場合にあつてはその概要とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第二号の当該事業主が納付の猶予を受けようとする

額は、年を単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計画に記載しなければならない。(清算未了特定基金型納付計画の承認の要件)

第三十条 平成二十五年改正法附則第三十条第七項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該清算未了特定基金型納付計画に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする期間の設定が合理的であると認められること。

二 年を単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計画に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること。

(実施事業所の一部に係る事業に主として従事していた者)

第三十一条 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号に規定する存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者であつて、事業の承継が行われる時点において承継される事業に主として従事していたもの

二 事業の承継の時点において承継される事業に主として従事していない者であつて、当該時点後に当該承継される事業に主として従事することとなることが明らかであるもの

(存続厚生年金基金から移行した確定給付企業年金の掛金の額の計算に関する経過措置)

第三十二条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企業年金の事業主等(改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等という。以下同じ。))に係る第二項の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則(以下「改正後確定給付企業年金法施行規則」という。))第四十六条第一項に規定する特別掛金額(以下「特別掛金額」という。))について、当該交付された残余財産を原資として老齢給付金等(平成二十五年改正法附則第三十五条第二項に規定する老齢給付金等という。))第三十六条において同じ。)の支給が行われる者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第

一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。))に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数(当該数が百分の十五を超える場合にあつては、百分の十五とする。))とすることができる。

2 平成二十五年改正法附則第五項第一項の規定

によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十條の二第三項、第一百一条第二項又は第一百二條第四項の規定に基づき存続厚生年金基金の設立事業所に使用される当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付(平成二十五年改正法附則第五項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百十二條第二項に規定する額に相当する給付を除く。次条第一項、第三十四條第一項、第三十五條及び第三十六條において「存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付」という。))の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る特別掛金額について、当該給付の支給に関する権利義務が移転された者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六條第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法第十條の二第三項、第一百一条第二項又は第一百二條第四項の規定に基づき存続厚生年金基金(平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。))の設立事業所に使用される当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者

3

に係る給付(平成二十五年改正法附則第五項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三百二條第二項に規定する額に相当する給付を除く。))の支給に関する権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。))に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数(当該数が百分の十五を超える場合にあつては、百分の十五とする。))とすることができる。

平成二十五年改正法附則第十一條第五項若しくは第二十二條第二項の規定に基づく認定又は平成二十五年改正法附則第十三條第二項若しくは第二十二條第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所(当該存続厚生年金基金が解散した場合にあつては、設立事業所であつたもの。次条第一項、第三十四條第一項及び第三十六條において同じ。))が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八條第三項又は平成二十六年経過措置政令第三十條第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間を加入者期間に算入した場合における当該確定給付企業年金の当該事業主等に係る特別掛金額について、当該加入者期間が算入された者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六條第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から法第二十八條第三項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第三十條第一項の規定に基づき公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員であつた期間を加入者期間に算入した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。))に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数(当該数が百分の十五を超える場合にあつては、百分の十五とする。))とすることができる。

4 平成二十五年改正法附則第三十五條第一項

の規定に基づき確定給付企業年金の事業主等が残

余財産の交付を受けた場合において、財政計算（改正後確定給付企業年金法施行規則第二十四条の三第一号イ（一））に規定する財政計算をいう。以下同じ。）を実施する場合にあっては、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項の規定にかかわらず、特別掛金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合において、第一号に掲げる額の計算に係る同項第一号、第二号又は第四号の規定の適用については、同項第一号中「二十年」とあるのは、「三十年」とする。

一 当該残余財産の交付に係る実施事業所の当該残余財産が交付された者に係る過去勤務債務の額（改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額をいう。以下同じ。）の全部又は一部（次号及び次項において「厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額」という。）について、同条第一項第一号、第二号又は第四号の規定に基づき計算した額

二 過去勤務債務の額から厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額を控除した額について、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項から第六項までのいずれかの規定に基づき計算した額

5 前項の場合において、前回の財政計算において発生した厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額の償却が完了していない場合にあつては、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項の規定にかかわらず、特別掛金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

一 前回の財政計算において計算した特別掛金額のうち、厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額に係る部分の額

二 今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額から前回の財政計算において発生した厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額について、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項から第六項までのいずれかの規定に基づき計算した額

6 前二項の規定は、第二項の規定に基づき特別掛金額を計算した場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「残余財産の交付」とあり、及び「過去期間通算」とあるのは「権利義務の承継」と、「当該残余財産が交付さ

れた者」とあるのは「権利義務が承継された者」と、同項第二号及び前項中「過去期間通算」とあるのは「権利義務の承継」と読み替えるものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定に基づき特別掛金額を計算した場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「当該残余財産の交付に係る」とあるのは「当該」と、「当該残余財産が交付された者」とあるのは「当該過去期間通算が行われた者」と読み替えるものとする。

（存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金を実施する場合の積立不足による掛金の額の再計算の特例）

第三十三条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企業年金の事業主等が当該残余財産の交付に係る特別掛金額について、存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等が当該権利義務が移転された者に係る特別掛金額について、又は平成二十五年改正法附則第三十一条第五項若しくは第二十五条第二項の規定に基づき認定若しくは平成二十五年改正法附則第三十三条第二項若しくは第二十五条第二項の規定に基づき納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項若しくは平成二十六年経過措置政令第三十条第三項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であった者について当該存続厚生年金基金における加入員期間を算入した場合の当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に係る特別掛金額について、それぞれ当該確定給付企業年金の事業主等に対する改正後確定給付企業年金法施行規則第五十六条第一号の規定を適用する場合には、事業年度の末日が平成二十七年三月三十日までの間、同号中「二十年間」とあるのは、「平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた日、平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十條の二第三項、第百一十條第二項若しくは第百一十條第四項の規定に基づき権利義務を承継した日又は平成二十五年改正法附則第三十一条第五項若しくは第二十五条第二項の規定に基づき認定若しくは平成二十五年改正法附則第三十三条第二項若しくは第二十五条第二項の規定に基づき納付の猶予を受け法第二十八条第三項若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた日、平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十條の二第三項、第百一十條第二項若しくは第百一十條第四項の規定に基づき権利義務を承継した日又は平成二十五年改正法附則第三十一条第五項若しくは第二十五条第二項の規定に基づき認定若しくは平成二十五年改正法附則第三十三条第二項若しくは第二十五条第二項の規定に基づき納付の猶予を受け法第二十八条第三項若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三十条第一項の規定に基づき平成二十五年改正法附則第三十一条第一号に規定する存続厚生年金基金の加入員であった期間を算入した日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にはあつては、これを切り捨てるものとする。）を三十年から控除して得た年数（当該年数が二十年未満となる場合にはあつては、二十年とする。）とする。

2 事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間における前項の場合においては、同項において読み替えられた改正後確定給付企業年金法施行規則第五十六条第一号の規定を準用する。この場合において、同号中「三十年」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に読み替えるものとする。

事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日までの間	九年
事業年度の末日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間	八年
事業年度の末日が平成二十九年三月三十一日から平成三十年三月三十日までの間	七年
事業年度の末日が平成三十年三月三十一日から平成三十一年三月三十日までの間	六年
事業年度の末日が平成三十一年三月三十一日から平成三十二年三月三十日までの間	五年

事業年度の末日が平成三十二年三月三十一日から平成三十三年三月三十日までの間	四年
事業年度の末日が平成三十三年三月三十一日から平成三十四年三月三十日までの間	三年
事業年度の末日が平成三十四年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの間	二年
事業年度の末日が平成三十五年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間	一年

（解散した存続厚生年金基金から残余財産の交付を受けた場合等の積立不足に伴い拠出すべき掛金の額についての経過措置）

第三十四条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企業年金の当該残余財産の交付に係る者、存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の当該権利義務が承継された者又は平成二十五年改正法附則第三十一条第七項若しくは第二十五条第二項の規定に基づき認定若しくは平成二十五年改正法附則第三十三条第二項若しくは第二十五条第二項の規定に基づき納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに実施する確定給付企業年金（改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項又は平成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であった期間を加入者期間に算入（以下この項において「過去期間通算」という。）した場合に限る。）の当該過去期間通算を行った者に係る改正後確定給付企業年金法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、確定給付企業年金法施行規則第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

一 確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一項第一号の表中「五」とあるのは「五に平成二十六年四月一日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）を十から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。以下「延長年数」という。）を加えた数」と、

変更し、変更後の解散計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(解散計画の記載事項)

第四十四条 解散計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 解散計画の適用開始日及び解散予定日
- 二 事業及び財産の現状
- 三 年金給付等積立金(平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金をいう。第四十六条第一項において同じ。)の積立額の目標

四 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額

2 前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならぬ。

(代行返上計画)

第四十五条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法百十一条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法百十二条第一項の規定により企業年金基金(改正後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。)となろうとする場合は、当該権利義務の移転に関する計画(次項及び次条第一項において「代行返上計画」という。)を厚生労働大臣に提出することができる。

2 第四十三条第二項及び第三項の規定は、代行返上計画について準用する。この場合において、これらの規定中「解散計画」とあるのは、「代行返上計画」と読み替えるものとする。

(代行返上計画の記載事項)

第四十六条 代行返上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 代行返上計画の適用開始日及び代行返上予定日
- 二 事業及び財産の現状
- 三 年金給付等積立金の積立額の目標
- 四 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額

2 前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならぬ。

(存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等)

第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者の資格の取得及び喪失の年月日
- 三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であった期間(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた存続厚生年金基金にあっては、当該認可を受けた日以降の当該存続厚生年金基金の加入員であった期間を除く)加入員たる被保険者であった期間をいう。以下この号及び次号において同じ。)の報酬標準給与(廃止前厚生年金基金令第十七条第一項に規定する報酬標準給与をいう。以下同じ。)の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間の標準報酬月額
- 四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であった期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与(廃止前厚生年金基金令第十七条第三項に規定する賞与標準給与をいう。以下同じ。)の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間の標準報酬月額及び標準賞与額
- 五 平成二十五年改正法附則第八条の規定により政府が徴収する額

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法百十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされた場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「解散したとき」とある

のは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法百十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたとき」と、「解散した日」あるのは「解散の認可があったものとみなされた日」とする。

3 第一項の規定は、存続厚生年金基金が、平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法百十条の二とされた改正前確定給付企業年金法百十条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けた場合に準用する。この場合において、第一項中「解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者」とあるのは「平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法百十条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者」と、同項第二号中「が年金たる給付の支給の義務を負っている者」とあるのは「の加入員」と、同項第五号中「平成二十五年改正法」とあるのは「平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する平成二十五年改正法」と読み替えるものとする。

4 平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法百十条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る改正後確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する加入者に関する事項については、同項の厚生労働省令で定める事項は、改正後確定給付企業年金法施行規則第二十一条各号に掲げる事項のほか、厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失年月日とする。

5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有

するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金(同条第一項に規定する特定基金をいう。以下この項において同じ。)又は平成二十五年改正法附則第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認を受けた特定基金が解散した場合に準用する。この場合において、第一項第五号中「附則第八条」とあるのは、「附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項又は平成二十五年改正法附則第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の場合に準用する。この場合において、第一項中「存続厚生年金基金が解散」とあるのは「施行日前に旧厚生年金基金が改正前厚生年金保険法附則第四十一条の規定により解散」と、「当該存続厚生年金基金が年金たる給付」とあるのは「当該旧厚生年金基金が老齢年金給付」と、「日本年金機構(以下「機構」という。）」とあるのは「存続連合会」と、「期間(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた存続厚生年金基金にあっては、当該認可を受けた日以降の当該存続厚生年金基金の加入員であった期間を除く)加入員たる被保険者であった期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）」とあるのは「期間」と、「附則第八条」とあるのは「附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第六十一条第一項」と、「政府」とあるのは「存続連合会」と読み替えるものとする。

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第七十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条(第一項

の事項を記録した磁気ディスクを基金に提出することによつて行うものとする。	一、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号	二、第六條第二號から第四號までの第七條第十條第一號第二號から第四號までの規定により、連合会が清算人が又は基金から提出を受けた事項	三、三項が老齢年金給付の支給に關する権利
に記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法	三、書面を交付する方法	一、年金給付等積立金又は平成二十五年度改正法附則第五十條第一項の規定による積立金の額	二、平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険

務を承継した場合において、支給すべき額となるときは、連合会前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。	法第六十條の二第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）
--	---

第一項	法第六十五條第二項	平成二十五年改正法附則第五十八條第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二條第二項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條の二第一項
-----	-----------	---

項二第四の四の條第二十七第	項一
途該中 等又は国民年金基金連合会に	途該中 確定給付企業年金法第二十九條第一項に規定する確定給付企業年金の事業主等に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する

十七 第		項一第五の四の条二十七第			
令	第三の十二令第五の五の二条第一	第三の十二令第五の五の二条第二	第三の十二令第五の五の二条第三	出する	者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又はこれらの事項を電
平成二十六年経過措置政令第六十二條第三項又は平成二十六年経過措置政令第六十五條	平成二十六年経過措置政令第六十二條第一項又は平成二十六年経過措置政令第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第一項	平成二十六年経過措置政令第六十二條第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第二項	平成二十六年経過措置政令第六十二條第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第二項		対し、当該中途退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する
二十七 第		項一第六の四の条二十七第		項二第五の四の条二	
第五の二	法第六十五條第二	法第六十五條第七	法第六十五條第三	法第六十五條第九	第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
平成二十五年改正法附則第五十五條第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二條第二項の規定によりなおその効力	平成二十六年経過措置政令第六十二條第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令	平成二十五年改正法附則第五十三條第七項若しくは第五十四條第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條第七項	平成二十五年改正法附則第五十三條第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條第三項	平成二十五年改正法附則第五十三條第九項若しくは第五十四條第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條第九項	
七の四の条二十七第		項三第六の四の条二十七第		項二第六の四の条	
第二の三十五條	法第六十五條第六	法第六十五條第六	法第六十五條第三	法第六十五條第三	令
平成二十五年改正法附則第五十五條第六項又は平成二十五年改正法附則第六十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金基金令	平成二十五年改正法附則第五十五條第六項又は平成二十五年改正法附則第六十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金基金令	平成二十五年改正法附則第五十三條第六項若しくは第五十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條第六項若しくは第五十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金基金令	平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四條の二第二項	平成二十五年改正法附則第五十六條第四項又は平成二十五年改正法附則第六十二條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條の三第四項	平成二十六年経過措置政令第六十二條第三項又は平成二十六年経過措置政令第六十五條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
七 第	七の条二十七第	六の条二十七第	項三第五の条二十七第	項二第及び項一第五の条二十七第	
令	令	令	令	令	
平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定により	平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令	平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の七第二項	平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の七第二項	平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令	成二十五年改正法附則第六十二條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條の三第二項

<p>一第条四十七第</p>	<p>号三第項一第条一十二第るす用準ていおに項一第条四十七第</p>		<p>号一第項一第条一十二第</p>
<p>号次 の各 番入 号員</p>	<p>加入 員</p>	<p>令 遺族 給 付金 の</p>	<p>基金中途脱退者及び解散基金 加入員の死亡を支給理由とし て支給する一時金たる給付の 公的年金制度の健全性及び信 頼性の確保のための厚生年金 保険法等の一部を改正する法 律の施行に伴う経過措置に関 する政令（平成二十六年政令 第七十四号。以下「平成二十 六年経過措置政令」という。） 第四十九条第二項の規定によ りなおその効力を有するもの とされた公的年金制度の健全 性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改 正する法律の施行に伴う関係 政令の整備等に関する政令 （平成二十六年政令第七十三 号）第一条の規定による廃止 前の厚生年金基金令（以下 「廃止前厚生年金基金令」と いう。）第五十四条第一項に おいて準用する廃止前厚生年 金基金令</p>
<p>次の各号（生年月日について、 連合会が住民基本台帳法 （昭和四十二年法律第八十一 号）第三十条の九の規定によ り請求者に係る機構保存本人 確認情報（同法第三十条の七 第四項に規定する機構保存本</p>	<p>基礎年金番号</p>	<p>基礎年金番号</p>	<p>基金中途脱退者及び解散基金 加入員の死亡を支給理由とし て支給する一時金たる給付の 公的年金制度の健全性及び信 頼性の確保のための厚生年金 保険法等の一部を改正する法 律の施行に伴う経過措置に関 する政令（平成二十六年政令 第七十四号。以下「平成二十 六年経過措置政令」という。） 第四十九条第二項の規定によ りなおその効力を有するもの とされた公的年金制度の健全 性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改 正する法律の施行に伴う関係 政令の整備等に関する政令 （平成二十六年政令第七十三 号）第一条の規定による廃止 前の厚生年金基金令（以下 「廃止前厚生年金基金令」と いう。）第五十四条第一項に おいて準用する廃止前厚生年 金基金令</p>
<p>条一十二第るす用準ていおに項一第条四十七第</p>		<p>分部の外以記列号各項二第条一十二第るす用準ていおに項</p>	
<p>抄本</p>	<p>区長 及び</p>	<p>及び</p>	<p>人確認情報をいう。以下同じ の提供を受けることによ り確認が行われた場合にあつ ては、第二号を除く。）</p>
<p>抄本 抄本その他の生年月日を証す る書類</p>	<p>区長又は総合区長</p>	<p>の区長を含むものとし、</p>	<p>人確認情報をいう。以下同じ の提供を受けることによ り確認が行われた場合にあつ ては、第二号を除く。）</p>
<p>用準ていおに項一第条四十七第</p>	<p>号三第項二第条一十二第るす用準ていおに項一第条四十七第</p>		<p>号二第項二第</p>
<p>令</p>	<p>抄本。</p>		<p>抄本。</p>
<p>平成二十六年経過措置政令第 四十九条第二項の規定によ りなおその効力を有するもの とされた廃止前厚生年金基金 令第五十四条第一項におい て準用する廃止前厚生年金 基金令</p>	<p>抄本その他の書類。</p>		<p>抄本その他の書類。</p>
<p>条四十七第</p>	<p>号一第項二第条三十二第るす用準ていおに項一第条四十七第</p>		<p>八号三第項三第条一十二第るす</p>
<p>号八法律十二 （昭和四年 ）十第 第一</p>	<p>抄本。</p>		<p>抄本。</p>
<p>第三十条の九</p>	<p>抄本その他の書類。</p>		<p>抄本その他の書類。</p>

<p>一 第四十七項 加入員又は加入した者</p>	<p>一 第四十七項 第四十二項 第三十條</p>	<p>三十條の七第三項 本人確認情報 機構保存本人確認情報</p>
<p>基金中途脱退者又は解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第四十二條第三項若しくは第四十三條第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなされた効力を有するものとされた</p>	<p>法第四十條の四 平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなされた効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十四條において準用する改正前厚生年金保険法</p>	<p>報告をい</p>

<p>四 第三十條の五 第三十條の五</p>	<p>一 第二の條第三十條の五</p>
<p>法律第十號(平成二十五年改正法)第三十條の五 第四十條第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。若しくは脱退一時金相当額又は残余財産</p>	<p>改正前厚生年金保険法第六十五條第三項の規定により、存続厚生年金基金(平成二十五年改正法附則第三十條第一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下「基金」という。)に老齡年金給付の支給に関する権利義務が承継された者を除く。</p>

<p>はじいて同定</p>	<p>項四</p>	<p>二及七</p>	<p>の並び</p>	<p>七の四</p>	<p>二の三</p>	<p>七の十</p>	<p>立金の積</p>	<p>付する積</p>
---------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------

<p>ていおに項一第四十七第</p>	<p>令第三十條第三項第一号</p>	<p>の金額等</p>	<p>脱退一時金相当額をいう。以下同じ。</p>	<p>を総称する。</p>	<p>立金を積</p>	<p>に規定する積</p>	<p>給付企業年金脱退一時金相当額</p>
<p>第三十條第一項第三号</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりなされた効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四條第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十條第一項第三号</p>	<p>基金脱退一時金相当額若しくは脱退一時金相当額又は残余財産の額(当該基金中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充てる部分に限る。)</p>					

いおに項一第条四十七第		項二第の条一十四第るす用準ていおに項一第条四十七第			
認 合 を 確	法	立 付 年 金 給 付 積	号 項 六 一 第 四 十 第 一 一 第 一 号	二 第 一 三 法 第 百 三 十 六 条 の 三 第 一 項 第 五 号	立 金 の 運 用 の
額及び構成割合を厚生労働大臣に報告	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法	年金給付等積立金及び積立金	第七十四条第一項において準用する第四十一条の六第一項第一号	号二 第百三十六条の三第一項第五号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法

項一第条二十四第るす用準ていおに項一第条四十七第		六の条一十四第るす用準て	
の 第 一 三 法 第 百 三 十 六 条 の 三 第 一 項	立 付 年 金 給 付 積	第 一 三 十 六 法 第 百 三 十 六 条 の 四 第 一 項	
第百三十六条の三第一項の	年金給付等積立金及び積立金	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法	第百三十六条の四第一項

す用準ていおに項一第条四十七第		項二第条二十四第るす用準ていおに項一第条四十七第			
	第 三 十 六 法 第 百 三 十 六 条 の 三 第 一 項	第 一 三 十 六 法 第 百 三 十 六 条 の 四 第 一 項	第 一 三 十 六 法 第 百 三 十 六 条 の 三 第 一 項	第 一 三 十 六 法 第 百 三 十 六 条 の 三 第 一 項	第 一 三 十 六 法 第 百 三 十 六 条 の 三 第 一 項
	第百三十六条の三第一項の	第百三十六条の四第一項	第百三十六条の三第一項第四号	第百三十六条の三第一項第一号	第百三十六条の三第一項第一号

条四十七第		条四十四第及び条三十四第るす用準ていおに項一第条四十七第		項四第条二十四第る	
令 第 三 十 九 条 第 一 項		令 第 一 三 十 六 法 第 百 三 十 六 条 の 四 第 一 項		同 条 第 一 項	
第五十二條の七第一項	平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりなされた前厚生年金基金令	平成二十六年経過措置政令第四十九條第二項の規定によりなされた前厚生年金基金令第五十四條第一項において準用する前厚生年金基金令			

項一第条五十六第るす用準ていおに項一第条四十七第		二の	
令第三十九條	法第九條	法第三十六條の三第一項第四号	法第九條の三第一項第四号
九條の三第二項第一号	九條の三第二項第一号	九條の三第二項第一号	九條の三第二項第一号

2 法施行規則第十五條第一項（第十二号に係る部 存続連合会については、改正前確定拠出年金 法施行規則第十五條第一項（第十二号に係る部	二の条六十六及び項二第条五十六第るす用準ていおに項一第条四十七第		二項第一号	法第六十一條第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額
			令	額	額

号五第項一第条六十二第		号二十第項一第条五十第		分に限る。）、第二十一條第九号、第二十六條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第三十條第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第五十六條第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
厚生年金保険法第四十四條の六第四項若しくは第六十五條の三第四項又は確定給付企業年金法第七十七條の二第四項若しくは	厚生年金保険法第四十四條の六第四項若しくは第六十五條の三第四項又は確定給付企業年金法第七十七條の二第四項若しくは	算入された期間及び終了年月	算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月	
（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）	（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）	事項（当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る事項に限る。）	事項（当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る事項に限る。）	

号三第項二第条十三第		号二第項二第条十三第	
同法第九十一條の二第二項	九條	同法第九十一條	同法第九十一條
同法第九十一條の二第二項	九條	同法第九十一條	同法第九十一條

項二第四十二の条四百第	項一第四十二の条四百第	項二第三十二の条四百第
法第九の十一の八の四	法第九の十一の八の二	法第九の十一の七の五
平成二十五年改正法附則第五十六條第四項又は平成二十五年改正法附則第六十四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十七條の三第四項	平成二十五年改正法附則第五十六條第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十七條の三第一項	おその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五條の四第一項に規定する中途脱退者等をいう。(以下「中途脱退者等」と総称する) 平成二十五年改正法附則第五十五條第五項若しくは第五十八條第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五條の四第五項

第五十一條	第五十二條	第五十三條
平成二十五年改正法附則第四十二條	平成二十五年改正法附則第四十三條	平成二十五年改正法附則第四十四條
第一項の規定による存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号に規定する基金中	第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第四項の規定により移換又は交付を申し出る残余財産の額	平成二十五年改正法附則第四十二條第一項の規定により移換を申し出る基金脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間相当額及びその算定の基礎となつた期間加入員の資格の取得及び喪失の年月日 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額 (解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第五十一條 平成二十五年改正法附則第四十二條第一項の規定による存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号に規定する基金中

第五十二條 平成二十五年改正法附則第四十三條第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第四項の規定による申出は、存続連合会に対し、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書(これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む)を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 平成二十五年改正法附則第四十二條第一項の規定により移換を申し出る基金脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間相当額及びその算定の基礎となつた期間加入員の資格の取得及び喪失の年月日

三 加入員の資格の取得及び喪失の年月日

四 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

五 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第五十三條 平成二十六年経過措置政令第五十三條の規定、平成二十六年経過措置政令第六十四條第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の二の規定又は平成二十六年経過措置政令第六十六條第二項、第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第六十五條の二の規定による給付の額の算定に当たつて用いられる予定利率及び予定死亡率は、年金給付等積立金(平成二十五年改正法附則第六十條に規定する年金給付等積立金をいう。以下同じ)又は積立金(平成二十五年改正法附則第六十條に規定する積立金をいう。第六十一條において同じ)の運用収益及び存続連合会が給付の支給に関する義務を負つている基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十條第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ)、終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第八十九條第六項に規定する終了制度加入者等をいう。第五十四條の二第二項において同じ)又は企業型年金加入者であつた者(平成二十五年改正法附則第四十九條の二第一項に規定する企業型年金加入者であつた者をいう。次条第二項及び第五十四條の二第一項において同じ)の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定め

第五十四條の二第二項において同じ)の当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

五 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十四條第一項及び平成二十五年改正法附則第六十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二條第一項の規定による申出について準用する。この場合において、前項中「解散基金加入員」とあるのは、「改正前厚生年金保険法第百四十七條第四項又は平成二十五年改正法附則第三十四條第四項に規定する者」と読み替へるものとする。

(給付の算定に関する基準)

2 平成二十五年改正法附則第四十二條第三項、第四十三條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項若しくは第四十九條の第二項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の額、平成二十五年改正法附則第四十四條第三項若しくは第四十八條第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会が支給する存続連合会障害給付金若しくは存続連合会遺族給付金の額又は平成二十五年改正法附則第四十五條第三項若しくは第四十九條第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第四十二條第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十五條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項、第四十九條第三項又は第四十九條の第二項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

3 平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條の第二項の規定により存続連合会が老齢年金給付の額に計算する額若しくは支給する一時金たる給付の額、平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第五項の規定により存続連合会が老齢年金給付の額に計算する額若しくは支給する一時金たる給付の額又は平成二十五年改正法附則第六十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二條第二項の規定により存続連合会が支給する死亡若しくは障害を支給理由とする年金たる給付若しくは一時金たる給付の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二條第二項の交付金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

改正前確定給付企業年金法第九十一條の第二第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の第三項の規定により存続連合会が支給する老齢給付金若しくは遺族給付金の額、平成二十五年改正法附則第六十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の第四第三項の規定により存続連合会が支給する障害給付金若しくは遺族給付金の額又は平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の第五第三項の規定により存続連合会が支給する遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の第二第三項、平成二十五年改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の第三第三項、平成二十五年改正法附則第六十三條の四第三項又は平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の五第三項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

(中途脱退者等への説明義務)

第五十四條 平成二十六年経過措置政令第五十九條の規定により存続連合会が基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額(平成二十五年改正法附則第四十條第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換に關して必要な事項について説明するときは、平成二十六年経過措置政令第五十六條第一項(同条第二項に於いて準用する場合を含む。)の規定による基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手續その他基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならぬ。

2 平成二十六年経過措置政令第五十九條の規定により存続連合会が企業型年金加入者であつた者に個人別管理資産の移換に關して必要な事項について説明するときは、当該個人別管理資産の移換の申出の期限及び当該申出の手續その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

(中途脱退者等の個人情報取扱)

第五十四條の二 存続連合会は、その業務に關し、基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であつた者(以下この条に於いて「中途脱退者等」という。)の氏名、性別、生年月日、住所その他の中途脱退者等の個人に關する情報を収集し、保管し、又は使用するに當つては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に關する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 存続連合会は、中途脱退者等の個人に關する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等)

第五十五條 平成二十五年改正法附則第五十七條第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百五條の五第一項の規定による積立金(平成二十五年改正法附則第五十七條第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七條までにおいて同じ。)の移換の申出は、存続厚生年金基金に對し、当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十七條第一項に規定する老齡確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 積立金の額
 - 三 算定基礎期間等(改正後確定給付企業年金法施行規則第一百四條の二十二第一項第三号に規定する算定基礎期間等をいう。)
- 2 平成二十五年改正法附則第五十七條第五項又は平成二十五年改正法附則第六十四條第二項の

規定によりなおその効力を有するものとされた改正後確定給付企業年金法第一百五條の五第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 存続厚生年金基金が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 平成二十六年経過措置政令第六十二條第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の三第一項の規定により当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齡年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

(存続連合会から存続厚生年金基金への移換する積立金の額)

第五十六條 存続連合会が平成二十五年改正法附則第五十七條第二項又は平成二十五年改正法附則第六十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百五條の五第二項の規定により存続厚生年金基金に移換する積立金の額は次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 存続連合会の規約で定める方法により計算した額

二 存続連合会が移換を受けた当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等に係る確定給付企業年金脱退一時金相当額又は残余財産(当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等に給付に充てる部分に限る。)

(脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間等の一部を老齡年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法)

第五十七條 平成二十六年経過措置政令第六十二條第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の三第一項の規定により、平成二十六年経過措置政令第六十二條第二項第二号又は平成二十六年経過措置政令第六十七條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の三第一項に掲げる期間(以下この条において「算定基礎期間等」という。)を当該老齡確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齡

年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 存続厚生年金基金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあっては、存続厚生年金基金の加入員であった期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等については、差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

第五十八條 平成二十五年改正法附則第六十七條

又は第七十三條の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第四十四條の規定の例により物納をする場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等（改正前確定給付企業年金法第十三條第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。）とみなして、改正前確定給付企業年金法施行規則第三百一十一條から第三百三十四條までの規定の例による。

第五十八條の二 厚生年金保険の実施者たる政府

は、平成二十六年経過措置政令第三條第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十條の二第六項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八條の規定に基づき、存続厚生年金基金から現価相当額を徴収する場合において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務（年金たる給付の支給に必要な記録の整理に関する事務を含む。）を存続連合会に行わせることができる。

第五十九條 存続連合会が解散したときは、清算

人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組

織を使用する方法により提供しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 存続連合会が給付の支給の義務を負っている者の資格の取得及び喪失の年月日

三 平成二十五年改正法附則第七十二條において準用する平成二十五年改正法附則第八條の規定により政府が徴収する額

前項の規定は、平成二十五年改正法附則第六十五條第一項の規定による認可を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「解散した」とあるのは「平成二十五年改正法附則第六十五條第一項の規定による認可を受けた」と、「清算人」とあるのは「存続連合会」と、「附則第七十二條において準用する平成二十五年改正法附則第八條」とあるのは「附則第六十六條」と読み替えるものとする。

第六十條 改正後確定給付企業年金法施行規則第

百十六條の二第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五條第一項又は第三十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十六條の二第二項の厚生労働省令で定める要件について準用する。

（平成二十五年改正法附則第七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の算定に関する基準）

第六十一條 平成二十六年経過措置政令第七十三

條の規定による年金たる給付若しくは一時金たる給付の額の算定に当たつて用いられる予定利率及び予定死亡率は、年金給付等積立金又は積立金の運用収益及び連合会が年金たる給付若しくは一時金たる給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第七十條第二項に規定する基金中途脱退者等をいう。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定められたものでなければならない。

第六十二條 改正後確定給付企業年金法施行規則

第三十條、第三十三條第一項及び第三十四條から第三十六條までの規定は、連合会が支給する平成二十五年改正法附則第七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十條	令第九條第三號	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年経過措置政令）という。）第七十四條第二項において準用する令第二十九條第三號
第三十三條第一項	法第三十條第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第七十六條第一項
第三十四條	令	平成二十六年経過措置政令第七十四條第二項において準用する令
第三十五條	法第三十條第一項	平成二十五年改正法附則第七十六條第一項
第三十六條	法第三十條第一項	平成二十五年改正法附則第七十六條第一項

第四十條	第九條	積立金の運用	積立金（平成二十五年改正法の規定により連合会が積み立てるべき積立金を含む。以下同じ。）の運用
第四十一條	第十條	業務内容	業務（平成二十五年改正法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）の内容
第四十二條	第十一條	業務の執行	業務の執行
第四十三條	第十二條	業務の執行	業務の執行
第四十四條	第十三條	業務の執行	業務の執行

（平成二十六年経過措置政令第七十八條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四條の二の十六第一号に規定する厚生労働省令で定める期間等）

第六十四條 次の各号に掲げる規定に規定する厚

生労働省令で定める期間は、二十四月とする。

一 平成二十六年経過措置政令第七十八條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第十號）第四條の二の十六第一号

二 平成二十六年経過措置政令第七十八條第二項の規定により読み替えられた健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三號）第六十三條第三号

三 平成二十六年経過措置政令第七十八條第二項の規定により読み替えられた船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十號）第三十四條第三号

四 平成二十六年経過措置政令第七十八條第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四條の二の十六第三号

五 平成二十六年経過措置政令第七十八條第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て

支援法施行令第四條の二の十六第三号

て支援法施行令（平成二十六年政令第二百三十号）第三十五条第二項第三号
 六 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三号第二号
 2 平成二十六年経過措置政令第七十八号第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第三号に規定する厚生労働省令で定める金額は、五千万円とする。
 3 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項に規定する厚生労働省令で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とする。
 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十八号第一項、第七十四号第二項及び第九十九号第二項（同法第四百九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金
 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十七号、第五十五号第二項及び第七十一条第二項（同法第七十四号第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金
 （機構への事務の委託）
第六十五号 平成二十六年経過措置政令第八十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。
 一 平成二十五年改正法附則第十三条第一項（同項の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業主から徴収するものに限る。）、第二十二号第一項（同項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業主から徴収するものに限る。）及び第三十一条第一項の規定による徴収金又は平成二十五年改正法附則第十六号第一項（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による加算金の徴収に係る事務（平成二十五年改正法附則第八十二号第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第八十六号第一項の規定による督促、同条第二項の規定による督促状の発行及び平成二十五年改正法附則第八十二号第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第九十一条第一項の規定による機構が行う収納の権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二号第二項の規定によりみなして適用する

改正後厚生年金保険法第九十一条第二十八号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二号第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第九十一条第一項第三十一号及び第三十二号に掲げる事務を除く。）
 二 平成二十五年改正法附則第十四号（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の変更に係る事務（納付計画の変更の承認及び平成二十五年改正法附則第十四号第五項（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予並びに第二十五号第二項の規定による自主解散型納付計画等の変更の承認及び存続厚生年金基金の設立事業主が自主解散型納付計画等の承認を受けた日から平成二十五年改正法附則第十三号第一項又は第二十二号第一項の規定により政府が当該事業主から当該自主解散型納付計画等に基づき徴収金を徴収する日までの間に当該事業主から当該自主解散型納付計画等の変更の承認の申請があつた場合における当該申請の受理に係る事務を除く。）及び平成二十五年改正法附則第十五号（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の承認の取消しに係る事務（納付計画の承認の取消し及び平成二十五年改正法附則第十五号第二項（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予の取消しを除く。）
 三 平成二十五年改正法附則第五号第一項又は第三十八号第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十三号の二の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）
 四 平成二十五年改正法附則第六十九号第二項に規定する責任準備金相当額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付の支給に係る事務（当該徴収及び当該支給に係る決定並びに平成二十六年経過措置政令第七十一条第三項各号に掲げる事務を除く。）

改正後厚生年金保険法第九十一条第二十八号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二号第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第九十一条第一項第三十一号及び第三十二号に掲げる事務を除く。）
 二 平成二十五年改正法附則第十四号（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の変更に係る事務（納付計画の変更の承認及び平成二十五年改正法附則第十四号第五項（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予並びに第二十五号第二項の規定による自主解散型納付計画等の変更の承認及び存続厚生年金基金の設立事業主が自主解散型納付計画等の承認を受けた日から平成二十五年改正法附則第十三号第一項又は第二十二号第一項の規定により政府が当該事業主から当該自主解散型納付計画等に基づき徴収金を徴収する日までの間に当該事業主から当該自主解散型納付計画等の変更の承認の申請があつた場合における当該申請の受理に係る事務を除く。）及び平成二十五年改正法附則第十五号（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の承認の取消しに係る事務（納付計画の承認の取消し及び平成二十五年改正法附則第十五号第二項（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予の取消しを除く。）
 三 平成二十五年改正法附則第五号第一項又は第三十八号第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十三号の二の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）
 四 平成二十五年改正法附則第六十九号第二項に規定する責任準備金相当額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付の支給に係る事務（当該徴収及び当該支給に係る決定並びに平成二十六年経過措置政令第七十一条第三項各号に掲げる事務を除く。）

改正後厚生年金保険法第九十一条第二十八号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二号第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第九十一条第一項第三十一号及び第三十二号に掲げる事務を除く。）
 二 平成二十五年改正法附則第十四号（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の変更に係る事務（納付計画の変更の承認及び平成二十五年改正法附則第十四号第五項（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予並びに第二十五号第二項の規定による自主解散型納付計画等の変更の承認及び存続厚生年金基金の設立事業主が自主解散型納付計画等の承認を受けた日から平成二十五年改正法附則第十三号第一項又は第二十二号第一項の規定により政府が当該事業主から当該自主解散型納付計画等に基づき徴収金を徴収する日までの間に当該事業主から当該自主解散型納付計画等の変更の承認の申請があつた場合における当該申請の受理に係る事務を除く。）及び平成二十五年改正法附則第十五号（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の承認の取消しに係る事務（納付計画の承認の取消し及び平成二十五年改正法附則第十五号第二項（平成二十五年改正法附則第二十三号及び第三十二号において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予の取消しを除く。）
 三 平成二十五年改正法附則第五号第一項又は第三十八号第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十三号の二の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）
 四 平成二十五年改正法附則第六十九号第二項に規定する責任準備金相当額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付の支給に係る事務（当該徴収及び当該支給に係る決定並びに平成二十六年経過措置政令第七十一条第三項各号に掲げる事務を除く。）

第一号	この省令は、平成二十五年改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）
第二号	第六十三号 第六十三号第三号 第六十三号第三号
第三号	第三十四号 第三十四号第三号 第三十四号第三号
第四号	第四号の二 第四号の二第三号 第四号の二第三号
第五号	平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号
第六号	平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号

第一号	第六十三号第三号 第六十三号第三号	平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号
第二号	第三十四号第三号 第三十四号第三号	平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号
第三号	第四号の二第二号 第四号の二第二号	平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号
第四号	第四号の二第二号 第四号の二第二号	平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号 平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法（平成二十六年経過措置政令第七十八号第二項）第三号

（平成二十二年年度等における子ども手当の支給に関する法律によりなおその効力を有するものとされた改正前の児童手当法に係る特例）
第六号 平成二十六年経過措置政令第七十八号の規定により読み替えられた同法第七十八号の規定に関する第六十四号第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五号	五 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号	五 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号
第六号	六 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号	六 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号
第七号	七 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号	七 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号

第五号	五 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号	五 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号
第六号	六 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号	六 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号
第七号	七 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号	七 平成二十六年経過措置 政令第七十八号第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二十三号）第三十五号第二項第三号

附則（平成二十六年三月三十一日厚生労働省令第四一〇号）抄	この省令は、公布の日から施行する。	特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三十三号第二項（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
附則（平成二十七年三月三十一日厚生労働省令第四一〇号）抄	この省令は、公布の日から施行する。	
附則（平成二十八年三月三十一日厚生労働省令第四一〇号）抄	この省令は、公布の日から施行する。	

附則（平成二十八年一月四日厚生労働省令第一号）抄	この省令は、公布の日から施行する。	
附則（平成二十八年三月二十四日厚生労働省令第三八号）抄	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	
附則（平成二十八年三月三十一日厚生労働省令第五六号）抄	この省令は、公布の日から施行する。	
附則（平成二十八年四月八日厚生労働省令第九〇号）抄	この省令は、公布の日から施行する。	
附則（平成二十八年一月五日厚生労働省令第一五九号）抄	この省令は、公布の日から施行する。	

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によりなおその効力を有するものとされた改正前の児童手当法に係る特例等に関する法律施行令（平成二十三年政令第三十三号）第三号）抄

（平成二十六年経過措置政令附則第四項の規定により読み替えられた同令第七十八号の規定に関する第六十四号第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同

の規定による資産の移換又は法第五十四条の二（同項及び同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七十四条の二（同法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による脱退一時金相当額等の移換について適用する。

附 則（平成二十八年二月一日厚生労働省令第一七五号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十九年二月二日厚生労働省令第一三四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和二年二月二日厚生労働省令第二二一号）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和三年八月二日厚生労働省令第一三五号）抄

（施行期日）
1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和三年九月二日厚生労働省令第一五九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第三条、第五条及び第六条の規定 令和四年五月一日
- 二 第四条及び第七条の規定 令和四年十月一日

附 則（令和四年一月二日厚生労働省令第一三三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年十二月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日厚生労働省令第六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条の二の規定は、施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

附 則（令和五年一〇月六日厚生労働省令第一二九号）

この省令は、国民年金基金令等の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

附 則（令和五年二月二七日厚生労働省令第一六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年五月二四日厚生労働省令第八六号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二七日）から施行する。ただし、第六条中国民年金基金規則第十五条、第十九条の二第三項及び第六十三条の改正規定、第八条中確定給付企業年金法施行規則第八十九条の三、第九十六条の三第一項、第九十六条の七第一項、第九十六条の十五、第九十六条の十八第一項、第九十六条の二十一、第九十六条の二十三第一項及び第九十六条の二十四第一項の改正規定並びに第十一条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条第一項（同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第四十九条の三及び第四十九条の六の読替えに係る部分に限る。）、第四十七条第一項、第四十八条第一項（廃止前厚生年金基金規則第七十二条の四の三、第七十二条の四の四第一項及び第二項の読替えに係る部分に限る。）、第五十五条第一項及び第五十九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。